

さいたま市告示第 977 号

公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請

令和 7 年度さいたま市本庁舎（一部）執務環境改善業務について、公募型プロポーザル方式の継続を実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和 7 年 6 月 10 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

令和 7 年度さいたま市本庁舎（一部）執務環境改善業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

(3) 業務概要

執務スペースの狭あい化や打合せスペースの不足といった執務環境の課題の改善と職員の意識改善を目的とし、業務内容に応じた生産性の高い働き方の検証と課題等の把握のため、対象課（子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課）を設定したレイアウトの提案とレイアウト変更に必要な什器の入替作業を実施する。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は 5,484,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、大分類「その他の業務」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。
- (7) 過去5年の間に、国又は地方公共団体と1回以上、及び民間事業者と1回以上、種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の貸与

(1) 貸与場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部
担当 行政改革・働き方改革推進担当 電話 048（829）1112

(2) 貸与受付期間

本招請日から令和7年6月20日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 貸与方法

電子媒体

(4) 実施要領等の返却

貸与資料は、プレゼンテーション時に返却すること。また、参加意思表明書を提出しないことが決まった場合は、速やかに返却すること。

(5) 実施要領等の取り扱い

貸与資料は、企画提案及び見積りに係る検討以外の目的で使用してはならない。また、様式以外の資料は複製をしてはならない。

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1部

(2) 提出期間

3(2)に同じ

(3) 提出場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

3(2)に同じ

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス kaikaku@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和7年6月25日（水）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p121973.html>

6 参加資格確認通知書の交付

確認審査終了後、参加資格確認通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年6月25日（水）午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の参加意思の表明手続きにおいて返信用封筒（定型）に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類（詳細は実施要領による。）

ア 企画提案書

イ 見積書

(2) 提出期間

令和7年6月26日（木）から令和7年7月8日（火）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ 9プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

8 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市本庁舎（一部）執務環境改善業務事業者選定委員会において審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

9 プレゼンテーション

参加資格確認結果通知書により、参加資格を有すると認められた者は、提案内容の説明をすることができる。詳細な日時、場所等については、後日通知する。

(1) 実施日

令和7年7月中旬以降

(2) 実施場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所

10 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) 詳細は、実施要領による。

11 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部行政改革・働き方改革推進担当

電話 048(829)1112

FAX 048(829)1997